

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会

専門職大学設置基準の制定等について（平成 29 年 8 月 23 日）・・・・・・・・・・ 3

○関連規定・・ 8 1



29文科高第454号

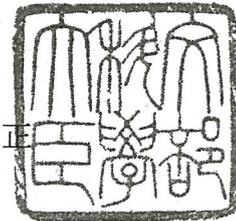
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

専門職大学設置基準の制定等について

平成29年8月23日

文部科学大臣 林 芳 正



(理由)

平成28年5月30日に、社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について答申をいただいたところである。

また、上記答申において指摘された事項については、既に「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」により関係法律の改正が行われている。

この答申の趣旨及び法律等を踏まえ、別紙のとおり、専門職大学設置基準の制定等を行う必要があるので、学校教育法第94条、第104条第5項及び第112条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

専門職大学設置基準制定等要綱

第一 専門職大学設置基準の制定

専門職大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定めるもの。

第二 専門職短期大学設置基準の制定

専門職短期大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定めるもの。

第三 学位規則の改正

専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類（「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」）等を定めるもの。

第四 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正

専門職大学及び専門職短期大学に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準を定めるもの。

第五 学校教育法施行規則の改正

専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に係る要件及び通算できる期間の上限、認証評価機関が存在しない場合等における評価の代替措置、情報の公表等について、所要の規定の整備を行うもの。

第六 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正

専門職大学、専門職短期大学に係る大学評価基準に関する規定及び専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行うもの。

第七 専門職大学院設置基準の改正

産業界等との連携による教育課程の編成等に関する規定を追加するもの。

専門職大学設置基準案について

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 教育研究上の基本組織（第五条—第八条）
- 第三章 収容定員（第九条）
- 第四章 教育課程（第十条—第二十一条）
- 第五章 卒業の要件等（第二十二条—第三十条）
- 第六章 教員組織（第三十一条—第三十六条）
- 第七章 教員の資格（第三十七条—第四十二条）
- 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条—第五十四条）
- 第九章 事務組織等（第五十五条—第五十八条）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十九条—第六十五条）
- 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十六条—第七十二条）
- 第十二章 雑則（第七十三条・第七十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
 - 3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

- 第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

- 第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
- 2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

- 第四条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意す

るものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

(学部)

第五条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学科)

第六条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第七条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

第八条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
- 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
- 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第六十一条第一項に規定する共同学科（第三十五条及び第四十七条において「共同学科」という。）及び第六十六条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 収容定員

第九条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。

この場合において、第二十一条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十三条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときは

これに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第四章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
- 3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 学長が指名する教員その他の職員
 - 二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - 四 臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者
 - 五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの
- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する

基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(教育課程の編成方法)

第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(専門職大学の授業科目)

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

(単位)

第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第十五条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたるこ

とを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第十六条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業を行う学生数)

第十七条 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十条 専門職大学は、当該専門職大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第二十一条 専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第五章 卒業の要件等

(単位の授与)

第二十二條 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十四条第三項の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十三條 専門職大学は、学生が各年次にあつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十四條 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十五條 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六條 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十八条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。
- 4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位以外のものについては、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十二条の規定を準用する。
- 3 専門職大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十五条、第四十六条及び第四十七条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。
- 4 専門職大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（卒業の要件）

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職大学に四年以上在学すること。
- 二 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による

授業科目)に係る四十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第十八条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

(前期課程の修了要件)

第三十条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものの修了要件は、次の各号にいずれにも該当することとする。

一 専門職大学の前期課程に二年以上在学すること。

二 六十二単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。)を修得すること。

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る二十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

2 専門職大学の前期課程のうち修業年限が三年のものの修了要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 専門職大学の前期課程に三年以上在学すること。

二 九十三単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。)を修得すること。

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る三十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

3 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必

要とする学部に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第二項の規定にかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

第六章 教員組織

(教員組織)

第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 専門職大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)

第三十二条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第三十五条、第六十二条第一項及び第七十一条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 専門職大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(授業を担当しない教員)

第三十三条 専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に

置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一号により専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

第七章 教員の資格

（学長の資格）

第三十七条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）

第三十八条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当す

る教員としての経歴を含む。)のある者

- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第三十九条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第四十条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第三十八条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第四十一条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第三十八条各号又は第三十九条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第四十二条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第四十三条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
 - 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場、体育館その他のスポーツ施設)

第四十四条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(校舎等施設)

第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
 - 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
 - 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
 - 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

- 5 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第四十六条 専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。
- 4 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

（校舎の面積）

第四十七条 校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては、別表第二イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第六十四条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあっては、第六十四条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

（図書等の資料及び図書館）

- 第四十八条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。
- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシ

システムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。

- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(附属施設)

第四十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、専門職大学に附属して設置されるものをいう。）
農学に関する学部	農場
林学に関する学部	演習林
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

- 2 工学に関する学部を置く専門職大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

(実務実習に必要な施設)

第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

(機械、器具等)

第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第五十二条 専門職大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(大学等の名称)

第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。

2 専門職大学、学部及び学科（以下この項及び第七十四条において「専門職大学等」という。）の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第五十五条 専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第五十六条 専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第五十七条 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第五十八条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第五十九条 二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を

達成するために必要があると認められる場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程（専門職大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する専門職大学（以下「構成専門職大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 専門職大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。
- 3 構成専門職大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第六十条 構成専門職大学は、学生が当該構成専門職大学のうち一の専門職大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学のうち他の専門職大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第六十一条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

第六十二条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別専任教員数」という。）以上とする。

- 2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの専門職大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

- 3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数（以下この項において「最小専門職大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小専門職大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

第六十三条 第四十六条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第六十四条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「専門職大学別校舎面積」という。）以上とする。

- 2 第四十七条及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに専門職大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第六十五条 前二条に定めるもののほか、第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 国際連携学科に関する特例

（国際連携学科の設置）

第六十六条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（第七条の課程を含む。）

(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。

- 2 専門職大学は、学部国際連携学科のみを設けることはできない。
- 3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第六十七条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第六十八条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。

- 2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第六十九条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第七十条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとす

る。

- 2 前項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第七十一条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第七十二条 第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章 雑則

（外国に設ける組織）

第七十三条 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（段階的整備）

第七十四条 新たに専門職大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第三十五条関係）

イ 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数				二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数			
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	160－319	8	320－600	10	100－199	5	200－400	6
教育学・保育学関係	160－319	8	320－600	10	100－199	5	200－400	6
法学関係	200－399	12	400－800	14	200－399	8	400－600	10
経済学関係	200－399	12	400－800	14	200－399	8	400－600	10
社会学・社会福祉学関係	200－399	12	400－800	14	200－399	8	400－600	10
理学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8
工学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8
農学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8
薬学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－240	8
家政関係	100－199	8	200－400	10	80－159	5	160－240	6
美術関係	100－199	8	200－400	10	80－159	5	160－240	6
音楽関係	100－199	8	200－400	10	80－159	5	160－240	6
体育関係	100－199	10	200－400	12	80－159	7	160－320	8
保健衛生学関係（看護学関係）	100－199	10	200－400	12	—	—	—	—
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（口の表において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第三十三条の授業を担当しない教員を含まないこととする（口の表において同じ。）。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（口の表において同じ。）。
- 四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 五 この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。
- 六 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼

間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（ロの表において同じ。）。

七 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

八 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

九 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 専門職大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数

専門職大学全体の収容定員	400人	800人
専任教員数	7	12

備考

- 一 この表に定める収容定員は、専門職大学全体の収容定員を合計した数とする。
- 二 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあっては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあっては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 三 二以上の学科で組織する専門職大学における実務の経験等を有する専任教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね四割の数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を合計した数以上とする。

別表第二（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積

収容定員 学部の種類	100人までの 場合の面積 (㎡)	200人までの 場合の面積 (㎡)	400人までの 場合の面積 (㎡)	800人までの 場合の面積 (㎡)	801人以上の 場合の面積 (㎡)
文学関係	2314	$(\text{収容定員}-100) \times 330 \div 100 + 2314$	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1653 \div 400 + 3305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1322 \div 400 + 4958$
教育学・保育学関係	同上	同上	同上	同上	同上
法学関係	同上	同上	同上	同上	同上
経済学関係	同上	同上	同上	同上	同上
社会学・社会福祉学関係	同上	同上	同上	同上	同上
理学関係	4049	$(\text{収容定員}-100) \times 579 \div 100 + 4049$	$(\text{収容定員}-200) \times 1157 \div 200 + 4628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3140 \div 400 + 5785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3140 \div 400 + 8925$
工学関係	4628	$(\text{収容定員}-100) \times 661 \div 100 + 4628$	$(\text{収容定員}-200) \times 1322 \div 200 + 5289$	$(\text{収容定員}-400) \times 4628 \div 400 + 6611$	$(\text{収容定員}-800) \times 4628 \div 400 + 11239$
農学関係	4396	$(\text{収容定員}-100) \times 628 \div 100 + 4396$	$(\text{収容定員}-200) \times 1256 \div 200 + 5024$	$(\text{収容定員}-400) \times 4629 \div 400 + 6280$	$(\text{収容定員}-800) \times 4629 \div 400 + 10909$
薬学関係	4049	$(\text{収容定員}-100) \times 579 \div 100 + 4049$	$(\text{収容定員}-200) \times 1157 \div 200 + 4628$	$(\text{収容定員}-400) \times 1983 \div 400 + 5785$	$(\text{収容定員}-800) \times 1983 \div 400 + 7768$
家政関係	3470	$(\text{収容定員}-100) \times 496 \div 100 + 3470$	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1984 \div 400 + 4958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1984 \div 400 + 6942$
美術関係	3355	$(\text{収容定員}-100) \times 479 \div 100 + 3355$	$(\text{収容定員}-200) \times 959 \div 200 + 3834$	$(\text{収容定員}-400) \times 3140 \div 400 + 4793$	$(\text{収容定員}-800) \times 3140 \div 400 + 7933$
音楽関係	3009	$(\text{収容定員}-100) \times 429 \div 100 + 3009$	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3438$	$(\text{収容定員}-400) \times 2975 \div 400 + 4297$	$(\text{収容定員}-800) \times 2975 \div 400 + 7272$
体育関係	3009	$(\text{収容定員}-100) \times 429 \div 100 + 3009$	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3438$	$(\text{収容定員}-400) \times 1983 \div 400 + 4297$	$(\text{収容定員}-800) \times 1983 \div 400 + 6280$
保健衛生学関係 (看護学関係)	3470	$(\text{収容定員}-100) \times 496 \div 100 + 3470$	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1984 \div 400 + 4958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1984 \div 400 + 6942$

保健衛生学関係 (看護学関係を 除く。)	4049	(収容定員－1 00)×579÷10 0+4049	(収容定員－2 00)×1157÷2 00+4628	(収容定員－4 00)×3140÷4 00+5785	(収容定員－8 00)×3140÷4 00+8925
----------------------------	------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

備考

- 一 この表に掲げる面積には、第四十五条第五項の施設及び第四十九条の附属施設に必要な施設の面積は含まない（口の表において同じ。）。
- 二 夜間学部（同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。）における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする（口の表において同じ。）。
- 三 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする（口の表において同じ。）。
- 四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。
- 五 第二十九条第一項第四号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。
- 六 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。
- 七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（口の表において同じ。）。

ロ 加算校舎面積

学部の種類	100人までの場合の面積(m ²)	200人までの場合の面積(m ²)	400人までの場合の面積(m ²)	600人までの場合の面積(m ²)	800人までの場合の面積(m ²)	1000人までの場合の面積(m ²)	1200人までの場合の面積(m ²)	1400人までの場合の面積(m ²)	1600人までの場合の面積(m ²)	1800人までの場合の面積(m ²)	2000人までの場合の面積(m ²)
文学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
教育学・保育学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
法学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
経済学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
社会学・社会福祉学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
理学関係	2777	3173	3966	5619	7107	8760	10147	11734	13221	14708	16195
工学関係	3355	3834	4793	7107	9421	11735	14049	16363	18677	20991	23305
農学関係	3140	3636	4628	6942	9258	11570	13884	16198	18512	20826	23140
薬学関係	2891	3305	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075	12067
家政関係	2198	2512	3140	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075
美術関係	2314	2644	3305	4958	6611	8099	9586	11073	12560	14047	15534
音楽関係	2198	2512	3140	4628	6280	7603	9090	10577	12064	13551	15038
体育関係	2429	2776	3471	4462	5454	6446	7768	9090	10412	11734	13056
保健衛生学関係(看護学関係)	2198	2512	3140	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	2777	3173	3966	5619	7107	8760	10147	11734	13221	14708	16195

備考

収容定員が二、〇〇〇人を超える場合は、二〇〇人を増すごとに、この表に定める二、〇〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

専門職短期大学設置基準案について

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 学科（第五条）
- 第三章 収容定員（第六条）
- 第四章 教育課程（第七条—第十八条）
- 第五章 卒業の要件等（第十九条—第二十七条）
- 第六章 教員組織（第二十八条—第三十三条）
- 第七章 教員の資格（第三十四条—第三十九条）
- 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条—第五十一条）
- 第九章 事務組織等（第五十二条—第五十四条）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十五条—第六十一条）
- 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十二条—第六十八条）
- 第十二章 雑則（第六十九条—第七十一条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 専門職短期大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、専門職短期大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

- 第二条 専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

- 第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
- 2 専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

- 第四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下

で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第二章 学科

第五条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

第三章 収容定員

第六条 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

2 前項の場合において、第十八条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第六十九条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

3 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

4 専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第四章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第八条 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 学長が指名する教員その他の職員
 - 二 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - 四 臨地実務実習（第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者
 - 五 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの
- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（教育課程の編成方法）

第九条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（専門職短期大学の授業科目）

- 第十条 専門職短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。
- 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
 - 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
 - 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
 - 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

（単位）

- 第十一条 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとする。
- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業を行う学生数)

第十四条 専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 専門職短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第十六条 専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第十八条 専門職短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第五章 卒業の要件等

(単位の授与)

第十九条 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十一条第三項の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十条 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 専門職短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第二十一条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学（短期大学を除く。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位（第二十七条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学（以下「第二十七条の専門職短期大学」という。）にあっては三十単位）を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の

短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第二十二條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては三十単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五條第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 専門職短期大学は、学生が当該専門職短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職短期大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、十五単位)を超えない範囲で専門職短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。
- 4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、第二十一條第一項及び前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第二十一條第二項において準用する同条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみな

す単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては五十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあっては四十五単位）を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十四条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第二十五条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。
- 3 専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十二条、第四十四条及び第四十五条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。
- 4 専門職短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（卒業の要件）

第二十六条 修業年限が二年の専門職短期大学の卒業要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職短期大学に二年以上在学すること。
- 二 六十二単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができることを認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。
- 四 前号の授業科目に係る単位の臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができることを認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨

地実務実習を除く。)であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

- 2 修業年限が三年の専門職短期大学の卒業要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - 一 専門職短期大学に三年以上在学すること。
 - 二 九十三単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。
 - 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができるものと認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る三十単位以上を修得すること。
 - 四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができるものと認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。
- 3 前二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては三十単位）を超えないものとする。

（卒業の要件の特例）

第二十七条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件は、前条第二項の規定にかかわらず、専門職短期大学に三年以上在学し、前条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

第六章 教員組織

（教員組織）

第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

- 2 専門職短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)

第二十九条 専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第三十二条及び第五十八条第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 専門職短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(授業を担当しない教員)

第三十条 専門職短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第三十一条 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の専門職短期大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第三十二条 専門職短期大学における専任教員の数は、別表第一イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数（第五十七条第一項に規定する共同学科（以下この条及び第四十五条において単に「共同学科」という。）が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第五十八条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一ロの表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(実務の経験等を有する専任教員)

第三十三条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の

二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

- 3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。

第七章 教員の資格

（学長の資格）

第三十四条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）

第三十五条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていと認められる者
- 五 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第三十六条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学、短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第三十七条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第三十五条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 特定の分野について、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第三十八条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第三十五条各号又は第三十六条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第三十九条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第四十条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
 - 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場、体育館その他のスポーツ施設)

第四十一条 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(校舎等)

第四十二条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)、研究室
- 三 図書館、保健室
- 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 専門職短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(図書等の資料及び図書館)

第四十三条 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、

レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(校地の面積)

第四十四条 専門職短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科をいう。以下同じ。）及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。
- 4 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第四十五条 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く専門職短期大学にあっては、別表第二イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあっては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第六十条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く専門職短期大学にあっては、当該二以上の分野（当該分野に共同学科のみが属するものを除く。）のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の五十人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあっては、第六十条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

(附属施設)

第四十六条 専門職短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

(実務実習に必要な施設)

第四十七条 専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

(機械、器具等)

第四十八条 専門職短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第四十九条 専門職短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(専門職短期大学等の名称)

第五十一条 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならない。

2 専門職短期大学及び学科（この項及び第七十一条において「専門職短期大学等」という。）の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第五十二条 専門職短期大学には、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第五十三条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第五十四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十七条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第五十五条 二以上の専門職短期大学は、その専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第七条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の教育課程（専門職短期大学が外国に設ける学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する専門職短期大学（以下「構成専門職短期大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 専門職短期大学は、共同教育課程のみを編成することはできない。

3 構成専門職短期大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第五十六条 構成専門職短期大学は、学生が当該構成専門職短期大学のうち一の専門職短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職短期大学のうち他の専門職短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第五十七条 修業年限が二年の専門職短期大学の共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第二十七条に規定するもののほか、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

第五十八条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職短期大学に置く当該共

同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

- 2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの専門職短期大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。
- 3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職短期大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める専任教員数（以下この項において「最小専門職短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小専門職短期大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

第五十九条 第四十四条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第六十条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「専門職短期大学別校舎面積」という。）以上とする。

- 2 第四十五条及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに専門職短期大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第六十一条 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみ

なしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科の設置)

第六十二条 専門職短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 専門職短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該専門職短期大学の収容定員の二割（一の専門職短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該専門職短期大学の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第六十三条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職短期大学に相当する短期大学（以下「連携外国専門職短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職短期大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第六十四条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（第二十七条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学にあっては十五単位）を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、第六十六条第一項から第三項までの規定により連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職短期大学において

修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第六十五条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、学生が連携外国専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十六条 修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る専任教員数)

第六十七条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第三十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第六十八条 第四十条から第四十四条まで並びに第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職短期大学が外国において国

際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章 雑則

(外国に設ける組織)

第六十九条 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

(その他の基準)

第七十条 専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

(段階的整備)

第七十一条 新たに専門職短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第三十二条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51～100人	8	6	101～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101～150人	7	4	151～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101～150人	7	4	151～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101～150人	7	4	151～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51～100人	7	4	101～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51～100人	7	7	101～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51～100人	8	6	101～150人	9	7
保健衛生学関係 (看護学関係)	100人まで	7	—	101～150人	9	—			
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	100人まで	7	4	101～150人	9	6			

備考

- 一 この表に定める教員数の三割以上は教授とする（口の表において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第三十条の授業を担当しない教員を含まないこととする（口の表において同じ。）。
- 三 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 四 この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。
- 五 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（口の表において同じ。）。
- 六 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については一〇〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については一五〇人につき一人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については五〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については八〇人につき一人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合及び同一分野に属する学科を二以上置く場合については五〇人につき一人を、それぞれ増加するものとする。
- 七 第二十六条第二項の専門職短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の三割に相当する数を加えたものとする。
- 八 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（口の表において同じ。）。
- 九 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（口の表において同じ。）。
- 十 看護に関する学科において第二十六条第一項に定める学科と同条第二項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第一項に定める学科にあつては、入学定員が一〇〇人までの場合は二人を、一〇〇人を超える場合は三人を、同条第二項に定める学科にあつては、第四号により算定した教員数から三人を減ずることができる。
- 十一 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置く

ものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	50人まで	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教員数	2	3	4	5	6

備考

- 一 入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員二〇〇人につき教員一人を加えるものとする。
- 二 二以上の学科で組織する専門職短期大学における実務の経験等を有する専任教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね四割の数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を合計した数以上とする。

別表第二（第四十五条関係）

イ 基準校舎面積

学科の種類 \ 収容定員	50人 までの 場合の 面積 (㎡)	100 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	150 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	200 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	250 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	300 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	350 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	400 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	450 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	500 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	550 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	600 人ま での 場合 の面 積 (㎡)
文学関係	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
教育学・保育学 関係	1900	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350
法学関係	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
経済学関係	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
社会学・社会福祉 学関係	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
理学関係	1850	2000	2150	2400	2750	3200	3650	4150	4600	5050	5500	6000
工学関係	1950	2100	2250	2500	2900	3350	3800	4250	4750	5200	5650	6100
農学関係	1850	2000	2150	2400	2750	3200	3650	4150	4600	5050	5500	6000
家政関係	1900	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350
美術関係	1750	1900	2050	2250	2600	3000	3350	3750	4150	4550	4950	5350
音楽関係	1550	1700	1850	2050	2350	2700	3100	3450	3800	4200	4550	4950
体育関係	1550	1700	1850	2050	2250	2500	2750	3000	3250	3500	3750	4000
保健衛生学関係 (看護学関係)	1900	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350
保健衛生学関係 (看護学関係を 除く。)	1750	1850	1950	2200	2450	2800	3100	3400	3750	4050	4350	4650

備考

- 一 この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない（ロの表において同じ。）。
- 二 同一分野に属する学科の収容定員が六〇〇人を超える場合には、五〇人を増すごとに、この表に定める六〇〇人までの場合の面積から五五〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- 三 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。
- 四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

- 五 第二十六条第一項第四号及び第二項第四号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。
- 六 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める（ロの表において同じ。）。
- 七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。

ロ 加算校舎面積

収容定員 学科の種類	50人ま での場 合の面 積(m ²)	100人ま での場 合の面 積(m ²)	200人ま での場 合の面 積(m ²)	300人ま での場 合の面 積(m ²)	400人ま での場 合の面 積(m ²)	500人ま での場 合の面 積(m ²)	600人ま での場 合の面 積(m ²)
文学関係	850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
教育学・保育学関 係	1100	1250	1550	2050	2550	3050	3500
法学関係	850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
経済学関係	850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
社会学・社会福祉 学関係	850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
理学関係	1300	1500	1850	2800	3700	4650	5550
工学関係	1300	1500	1900	2850	3750	4700	5600
農学関係	1300	1500	1850	2800	3700	4650	5550
家政関係	1100	1250	1550	2050	2550	3050	3550
美術関係	1150	1300	1650	3300	3300	4050	4800
音楽関係	1100	1250	1550	3150	3150	3800	4550
体育関係	1250	1400	1700	2200	2700	3200	3850
保健衛生学関係 (看護学関係)	1100	1250	1550	2050	2550	3050	3550
保健衛生学関係 (看護学関係を除 く。)	1100	1250	1600	2250	2850	3500	4100

備考

収容定員が六〇〇人を超える場合は、一〇〇人を増すごとに、六〇〇人までの場合の面積から五〇〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

○ 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）

改正案

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条第一項の規定に基き、学位規則を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 大学が行う学位授与（第二条―第五条の三）
 - 第三章 短期大学が行う学位授与（第五条の四―第五条の六）
 - 第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第六条・第七条）
 - 第五章 雑則（第八条―第十三条）
- 附則

第二章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第四百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大

現行

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条第一項の規定に基き、学位規則を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 大学が行う学位授与（第二条―第五条の三）
 - 第三章 短期大学が行う学位授与（第五条の四）
 - 第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第六条・第七条）
 - 第五章 雑則（第八条―第十三条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四百四条第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第四百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大

学（専門職大学及び短期大学を除く。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位）

第二条の二 法第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	学位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士（専門職）
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第五条の五に規定する短期大学士（専門職）

（専門職大学が授与する学位の授与の要件）

第二条の三 法第四百四条第二項の規定による前条の学士（専門職）の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学を卒業した者に対し行うものとする。

2 法第四百四条第二項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学の前期課程を修了した者に対し行うものとする

（修士の学位授与の要件）

学（短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（新設）

（新設）

（修士の学位授与の要件）

第三条 法第百四条第三項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 (略)

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第百四条第三項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第四項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五条の二 (略)

第三条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位の授与に係る審査への協力)

第五条 前二条の学位の授与に係る審査に当たつては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五条の二 法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める

学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

（専門職学位の授与の要件）

第五条の三 法第百四条第三項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第三章 短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

（専門職学位の授与の要件）

第五条の三 法第百四条第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第三章 短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

第五条の四 法第百四条第五項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位)

第五条の五 法第百四条第六項の規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士(専門職)とする。

(専門職短期大学が授与する学位の要件)

第五条の六 法第百四条第六項の規定による前条の短期大学士(専門職)の学位の授与は、専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定

第五条の四 法第百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(新設)

(新設)

第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格し

める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学（短期大学を除く。以下この条及び次条において同じ。）に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第三百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

四 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第四百四条第七項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

た者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第三百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

四 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第四百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第七条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第五章 雑則

(論文要旨等の公表)

第八条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第十条の二 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第 号)第五十八条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第 号)第五十四条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

学位を授与するに当たつては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第十条の二 大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

(学位の名称)

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第十二条 大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を

定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

改正案	現行
<p>（学位の種類及び分野の変更に関する基準）</p> <p>第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三條の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。</p> <p>一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと</p> <p>二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に同じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと</p> <p>2 大学における通信教育の開設（以下この項において「開設」という。）であつて、令第二十三條の二第一項第三号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。</p> <p>一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと</p> <p>二 開設の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に同じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと</p>	<p>（学位の種類及び分野の変更に関する基準）</p> <p>第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三條の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。</p> <p>一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと</p> <p>二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に同じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと</p> <p>2 大学における通信教育の開設（以下この項において「開設」という。）であつて、令第二十三條の二第一項第三号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。</p> <p>一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと</p> <p>二 開設の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に同じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと</p>

(学科の分野の変更に関する基準)
 第二条 (略)

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
学士(専門職)	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
専門職学位	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済

(学科の分野の変更に関する基準)
 第二条 高等専門学校の学科の設置であつて、令第二十三条の二第一項第二号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第二に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
(新設)	(新設)
専門職学位	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済

短期大学士	<p>短期大学士</p> <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p>	<p>専門職学位のうち教職修士（専門職）</p>	<p>教員養成関係</p>	<p>専門職学位のうち法務博士（専門職）</p>	<p>法曹養成関係</p>	<p>（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）</p> <p>学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯科学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p>
（新設）	<p>短期大学士</p> <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p>	<p>専門職学位のうち教職修士（専門職）</p>	<p>教員養成関係</p>	<p>専門職学位のうち法務博士（専門職）</p>	<p>法曹養成関係</p>	<p>（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）</p> <p>学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯科学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p>

<p>(専門職)</p> <p>学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)</p>	<p>備考 学際領域等右記の区分により難い学位の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。)の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。</p>
	<p>備考 学際領域等右記の区分により難い学位の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。)の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。</p>

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
 ○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

改正案	現行
<p>第九章 大学</p> <p>第一節 設備、編制、学部及び学科</p> <p>第四百二十二条 大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）の定めるところによる。</p> <p>② 専門職大学（大学院を除く。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設置に関する事項は、は、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第 号）の定めるところによる。</p> <p>③ 大学院の設備、編制、研究科、教員の資格に関する事項及び通信教育に関する事項その他大学院の設置に関する事項は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。</p> <p>④ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ</p>	<p>第九章 大学</p> <p>第一節 設備、編制、学部及び学科</p> <p>第四百二十二条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>② 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する</p>

。の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の定めるところによる。

⑤ 専門職短期大学の設備、編制、学科、教員の資格その他専門職短期大学の設置に関する事項は、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第 号）の定めるところによる。

第四百四十六条の二 学校教育法第八十八条の二に規定する修業年限の通算は、専門職大学等（専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の定めるところにより、専門職大学設置基準第二十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第三項の規定により当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。）の修得を当該専門職大学における授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、当該実践的な能力の修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

2 学校教育法第八十八条の二ただし書に規定する文部科学大臣が定める期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一とする。

第二百五十五条（略）

2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

る事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の定めるところによる。

（新設）

（新設）

第二百五十五条（略）

2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする高等学校の専攻科の課程を修了した者に限る。）

二 専門職大学の前期課程を修了した者（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年とする専門職大学の前期課程を修了した者に限る。）

三 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第一百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

五 外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者

七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当

一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする高等学校の専攻科の課程を修了した者に限る。）

（新設）

二 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第一百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

四 外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者

五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者

六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当

- 該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 八 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第六十七条 学校教育法第九十三条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

- 二 専門職大学等が、学校教育法第九十三条第一項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学等の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者（当該専門職大学の職員を除く。）による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

- 該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第六十七条 学校教育法第九十三条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

第百六十八条 (略)

2 学校教育法第百九条第三項の認証評価に係る同法第百十条第一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第百七十二条の二 (略)

第百六十八条 学校教育法第百九条第二項の認証評価に係る同法第百十条第一項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

2 学校教育法第百九条第三項の認証評価に係る同法第百十条第一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲

げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第九十八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。

3| 大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

4| (略)

第七十七条 学校教育法第九十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

二 専門職大学の前期課程を修了した者

三 短期大学を卒業した者

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

五 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国にお

2| 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3| 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第七十七条 学校教育法第九十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

二 短期大学を卒業した者

三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

四 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者

五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国にお

いて履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者

七| 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八| その他高等専門学校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

いて履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者

六| 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

七| その他高等専門学校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年三月十二日文科科学省令第七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（<u>専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。</u>）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、<u>専門職大学（大学院を除く。）</u>に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成 年文部科学省令第 号）に、<u>大学院に係るもの</u>にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、<u>短期大学（専門職短期大学を除く。）</u>に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、<u>専門職短期大学に係るもの</u>にあつては専門職短期大学設置基準（平成 年文部科学省令第 号）に、それぞれ適合していること。</p>	<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（<u>大学院を含み、短期大学を除く。</u>）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、<u>大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）</u>に、<u>短期大学に係るもの</u>にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。</p>

二・三 (略)

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

五 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3 第一項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

二・三 (略)

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

五 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

3 第一項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教員組織に関すること。

二 教育課程に関すること。

三 施設及び設備に関すること。

(新設)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 二六（略）

第三条（略）

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

（新設）

（新設）

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 二六（略）

第三条（略）

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門

職大学院等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二年文部科学省令第 号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成 年文部科学省令第 号）に、それぞれ」とあるのは、「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ」とあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

○ 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案 新旧対照表
 ○ 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

改正案	現行
<p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>（教育課程連携協議会）</p> <p>第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第三号に掲げる者を置かないことができる。</p> <p>一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法</p>	<p>（教育課程）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第百条ただし書に規定する組織を含む。)の長(以下この条において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 29 年 3 月 6 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 29 年 3 月 6 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 29 年 3 月 6 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項